

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する再発防止策の 令和7年度実施における検証結果について

R8. 9. 29

1 報告書作成の趣旨

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関し、再発防止策を令和7年1月に策定し、令和7年度から実施している。再発防止策の効果を検証するために、学校、教職員及び生徒に対して取組実施状況に関する調査等を行い、とりまとめた結果における県教委の自己評価に対して、公正・中立な外部有識者による評価・検証を行うとともに本事案の遺族からのご意見を踏まえ、適宜改善を図ることとしている。この度、再発防止策の実施初年度となる令和7年度の検証報告書を取りまとめたため、その内容を報告する。

2 令和7年1月に策定した再発防止策

- (1) 体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック
- (2) 教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画
- (3) 懲戒処分の方針
- (4) 懲戒処分又は行政措置を受けた教職員に対する継続的指導に関する実施要綱
- (5) 岡山県学校部活動の在り方に関する方針
- (6) 教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による自殺防止対策基本方針

3 検証の方法

検証に当たっては、学校、教職員及び生徒を対象とした調査等を実施した。

- (1) 学校調査（学校に対する取組実施状況調査）：県立学校 70 校が回答
- (2) 教職員調査（教職員に対する意識調査）：県立学校教職員 4,691 人が回答
- (3) 生徒調査（生徒アンケート、教育動画視聴後アンケート）
 - ：生活アンケートは、県立学校生徒 30,843 人が回答
 - ：教育動画視聴後アンケートは、県立学校生徒 28,039 人が回答
- (4) その他、各県立学校の部活動の方針、人権教育推進状況報告書により検証を実施した。

4 意見を聴取した有識者

住 友 剛 氏（京都精華大学教授）
田 中 究 氏（兵庫県立ひょうごこころの医療センター名誉院長 精神科医）
土 屋 裕睦 氏（大阪体育大学教授）
渡 邊 徹 氏（弁護士）

5 検証結果の概要

【検証事項1】部活動を含む学校教育活動が適切に実施されているか
（学校調査）

- ・体罰・不適切な指導・ハラスメント根絶の趣旨について全教職員への周知徹底など、全ての学校が「当てはまる」と回答した設問が多数であったが、一方で「校内巡視による指導状況の把握」等、「当てはまらない」と回答した設問が複数あることから、全ての学校で実効性を確保することが必要である。

(教職員調査)

- ・「体罰・不適切な指導・ハラスメントは人権侵害である」などの設問に対し、全ての教職員が「当てはまる」と回答している。一方で、「体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けた時などに教職員や相談窓口等に相談するよう児童生徒に指導している」など複数の設問において「当てはまらない」と回答した教職員が見られた。

(生徒調査)

- ・生徒調査として実施した生活アンケートでは、約3万人の回答のうち、体罰・不適切な指導・ハラスメントと思われる行為を受けたこと（見聞きしたこと）があるとの回答が370件あり、生徒や教職員に対して聞き取り等による調査を実施した結果、266件が事実として確認された。県教委においても、各学校から提出された報告内容を確認し、「体罰・不適切な指導・ハラスメントに該当する、またはし得る行為があり、該当教員へ指導を行ったもの」が205件、「適切な指導であるが、生徒への配慮や指導の工夫が必要なもの等」が61件だった。また、いずれの事案についても個々の状況に応じた措置を講じたことを確認している。
- ・教職員への意識調査では高い達成度を示している中でのこの結果は、重く受け止めるべき事実であり、教職員が「適切な指導」と考えていても、生徒にとっては「不適切な指導・ハラスメント」と感じられるケースが存在している。

(今後の方向性)

- ・学校に対して、調査結果をフィードバックするとともに、各学校において、教職員の意識改革や児童生徒理解に基づく一人一人を伸ばす指導の充実を図るための研修などにより取組の徹底を図る。

○主な外部有識者意見と県教委の考え方

- ・学校調査では、多くの項目で「当てはまる」と回答しているが、例えば「校内巡視を十分に行い」という項目は、どの頻度で巡視しているかなど質的な調査も必要だ。
→自由記述欄に記載に当たっての観点を設けるなど、より詳細に実態を把握できるように設問を工夫する。
- ・「教職員調査」について、「あまり当てはまらない」と回答した人数の比較的多い項目は、その背景などを調査して探っていくことが必要だ。
→今後は、選択した理由を記述させ、質的に現状を把握できるように検討する。
- ・生徒調査の370件の体罰・不適切な指導・ハラスメントと思われる行為の分析はとても重要だ。結果の分析を基に、自分事を感じられるような、踏み込んだ研修があっても良い。
→回答者のプライバシーに配慮しながら、場面や場所など全体の回答の傾向等を取りまとめ、県教委主催の研修等での周知や、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施する。
- ・生徒調査で不適切指導等が266件あったことと学校、教職員の意識とのギャップの原因究明と対策検討が重要な課題だ。
→教職員が思い込みや自身の価値観に基づいて一方的な指導を行っていること等が背景にあると考えており、より実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施することで、教職員の意識改革や児童生徒理解に基づく一人一人を伸ばす指導力の向上などの取組の徹底に繋げる。
- ・結果や自己評価を、市町村教育委員会や私学にまでフィードバックしていく仕組みを検討されてはどうか。
→再発防止策に関する取組は市町村教育委員会や県内私立学校へも周知しており、検証報告書も提供することで、各学校における指導の参考にしてもらいたい。

【検証事項 2】自殺予防教育が適切に実施されているか

(学校調査)

- ・全ての県立学校において、児童生徒に対する自殺予防教育が実施されており、また、自殺予防教育に関する教職員研修は 61 校で実施されている。

(生徒調査)

- ・教育動画視聴後のアンケートでは、助けを求めることの大切さについての設問で 99.7%の生徒が「よく理解できた」または「どちらかといえば理解できた」と回答し、また、自分が体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けたと感じた際に助けを求めることができるかという設問には 96.5%の生徒が「できると思う」または、「どちらかといえばできると思う」と回答しており、教育動画が援助希求的態度の育成を図る教材として、一定の有効性が確認された。
- ・自分が体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けたと感じた際に、助けを求めることができるかという設問に対し、「できないと思う」または、「どちらかといえばできないと思う」と生徒が回答した理由として、相談しても問題は解決しないのではないかと、または、事態がより悪化するのではないかとといった不安などがあげられている。

(今後の方向性)

- ・自殺予防教育や S O S の受け止め方に関する教職員研修を実施し、引き続き、教職員の資質向上を図る。
- ・匿名相談アプリや校内外の相談窓口を周知するなど、児童生徒が相談しやすい窓口確実にアクセスできるようにするとともに、毎年、教育動画の視聴の機会を必ず設けることで、体罰・不適切な指導・ハラスメントに係る生徒の理解向上を図る。

○主な外部有識者意見と県教委の考え方

- ・援助希求行動を起こせない児童生徒が少数ながらも存在することは注目すべき。どのような方法であれば、援助希求しやすいかを調査に含めるべきだ。
→次年度の動画視聴後アンケートにおいて、どのような方法であれば援助希求しやすいかを問う設問の追加を検討する。
- ・自殺 SOS や心の健康相談などの電話番号やアクセス方法について、ポスターなどを、学校の各所におくことで援助希求行動を起こしやすい状況を作ってはどうか。
→相談窓口は、県立学校の児童生徒 1 人 1 台端末に相談窓口の一覧へアクセスできるショートカットアイコンを配信するとともに、全児童生徒を対象にいじめ、不登校、非行等、青少年に関する相談全般に対応した窓口を記載したカード、チラシ、ポスターの配付など、様々な方法で周知を図っており、引き続き、生徒が相談しやすい環境づくりを進める。
- ・すべての高校で生徒に対する自殺予防教育が実施されているのなら、すべての高校で自殺予防教育に関する教職員研修が実施されるのが良い。
→自殺予防教育に係る教職員研修を実施していない学校も、児童生徒への自殺予防教育に当たって、県教委の「自殺予防教育学習プログラム」の学習指導案を使って授業準備をするなど、教職員の理解を深めた上で授業等を実施しているところではあるが、毎年度の悉皆研修や指導主事による訪問研修の実施等により、全ての教職員の指導力や児童生徒の SOS への適切な対応力の向上に向けて取り組む。

【検証事項3】体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する研修が適切に実施されているか
(学校調査など)

- ・全ての県立学校において、コンプライアンス研修が定期的実施されている。
また、部活動を実施している全ての学校（60校）において、活動方針に研修の実施を明記し、全ての顧問に対して研修を完了させている。

(教職員調査)

- ・体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について学習しているとの設問に、99.9%の教職員が「当てはまる」と回答している一方で、「よく当てはまる」と回答していない教職員が一部存在しており、研修の内容を単なる知識としてではなく、日常の具体的な指導場面で実践できる内容にする必要がある。

(生徒調査)

- ・体罰・不適切な指導・ハラスメントの内容、及び「子どもの権利」についての理解度に関して、いずれも99%を超える生徒が「よく理解できた」または、「どちらかといえば理解できた」と回答しており、教育動画等の教材の一定の有効性が確認された。一方で「理解できなかった」と回答している生徒も存在することから、全ての生徒の理解が進むよう、取組を継続する必要がある。

(今後の方向性)

- ・県教委が制作した教育動画やセルフチェックシートのさらなる活用を促すとともに、他県での不祥事の事例共有や最新の知見を取り入れるなど、各学校の研修がより具体的かつ実践的なものとなるよう支援を継続する。

○主な外部有識者意見と県教委の考え方

- ・「教職員調査」について、コンプライアンス研修等を受講した経験の有無だけでなく、その研修を受けた結果、自分たち教職員の日頃の取組の何が変わったのかさらに調査をしてほしい。
→令和8年度の「教職員調査」においては、コンプライアンス研修を受講して、日頃の取組に変容が生じたかを問う設問の追加を検討する。
- ・「生徒調査」において、全員が「理解した」にならなくても、「理解できなかった」児童生徒の考えも拾い上げることの検討が必要ではないか。
→動画視聴後アンケートにおいて、体罰・不適切な指導・ハラスメントがどういった行為か理解できなかった（どちらかといえば理解できなかったを含む）と生徒が回答した理由として指導とハラスメントの線引きが難しいといった意見等が見受けられた。児童生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントではないかと感じたときに、いつでも援助希求行動がとれるよう、引き続き、生徒が相談しやすい環境づくりを進める。
- ・教職員調査において研修を受講し指導のあり方について学習しているかという問いに対して、96.2%しか良く当てはまると回答していないのはどのような理由に拠るのか。
→教職員調査において、選択式のため回答した理由について確認することができないが、今後は選択肢とともに選択した理由を記述させる仕様にするなど、質的に現状を把握できるよう検討するとともに、全ての教職員が確実に研修を受講できるよう、今回の調査結果のフィードバックや、管理職が参集する機会等を通じて、学校に働きかける。

【検証全体を通して】

○主な外部有識者意見と県教委の考え方

- ・今回の結果をふまえて今後、どのような取組を行っていくのかを考えることが必要だ。そのためのワーキンググループをつくって検討してほしい。
→県教委では外部有識者を含む教職員不祥事防止対策チームを組織しており、その会議において、今回の結果を踏まえ、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶に向けて、より効果的な再発防止策の実施方法について検討する。
- ・単に知識をインプットするだけの研修だけではなく、教職員の認知や行動が変わるような、アウトプット中心の研修も取り入れていくことが有効だ。
→令和7年5月に「体罰・不適切な指導・ハラスメント」をテーマとし、全ての教職員が教育動画を視聴した。動画視聴後には、原則、視聴した事例内容についての意見交換や、チェックシートを活用し自らの指導等を振り返る機会を設けた。また、その他にも年に複数回、グループ協議中心の長時間研修を実施しており、今後もこうした自分事として考え、考えたことをアウトプットできる機会を盛り込んだ研修を実施し、各学校の取組に生かせるよう支援する。
- ・部活動は将来的には地域クラブに展開されていく。地域クラブにおける研修等の責任部署はスポーツ振興部局だが、各部局で連携して対応していくべき。
→令和8年4月に知事部局とともに策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止について言及している。県教委としても、研修資料の提供や「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」を周知するなど連携して対応する。

6 「ただちに改善に取り組むこと」及び「次年度以降改善すること」

今回の検証結果を踏まえて、以下の事項については、各学校で実施している再発防止策や今後実施する検証に係る調査アンケートの改善に反映させることで、引き続き、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶に向けた取組を推進する。

【ただちに改善に取り組むこと】

- ・学校調査において収集した取組内容のフィードバックや、生徒調査の結果について全体の回答の傾向等を取りまとめ、管理職等が参集する機会での現状と課題の周知、教職員に対する実践的かつ具体的な内容を用いた研修の実施に取り組む。
- ・県教委の「教職員不祥事防止対策チーム」において、今回の検証結果を踏まえて、より効果的な再発防止策の実施方法について検討する。
- ・学校調査において、より詳細に実態を把握できるよう、記述欄に各種取組を実施した頻度や具体的な方法など、取組の記載に当たっての観点を設けるなど設問を検討する。
- ・教職員調査において、質的に現状を把握できるように記述欄を設けるなど設問を検討する。

【次年度以降改善すること】

- ・生徒調査として実施する動画視聴後アンケートについて、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気付いたときの援助希求行動に関する設問の追加を検討する。